

# Wood Letter

Ψ Moku推し Ψ

令和6年3月 vol.48



林業機械 日の出町伐採現場にて

森林環境譲与税 ご担当者の皆様へ

平素より、東京の木 多摩産材をはじめ国産木材の利用推進についてご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。

さあ、桜と共に春も到来。森林環境税徴税開始の年度がスタートです。温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。あれから5年が経過。準備はできていますね？

ということで今度も“Wood Letter Ψ Moku推し Ψ”vol.48をお届けいたします。ぜひともご参照いただき、貴団体内の関係する部署にも転送いただくなどご協力をお願い申し上げます。

：森づくり推進担当一同：

## (1) 森林環境譲与税使途事例集 令和4年度版

令和4年度森林環境譲与税の使途事例集作成にご協力いただき誠にありがとうございました。皆様からいただいた調査結果に基づいて「森林環境譲与税使途事例集」を作成しました。既にご担当の皆様のお手元に届いていると思います。今後の使途検討にぜひご活用ください。

東京都産業労働局のWEBサイト「森林環境税及び森林環境譲与税について」のページ



(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/project/kankyozei/index.html>)  
に森林環境譲与税使途事例集のPDFを掲載しております。  
URL：<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/84153aae1a603bff8d6c1428bdcf81f2.pdf>

## (2) 森林環境税・森林環境譲与税のおさらい

新年度、森林環境税課税スタートを前に、もう一度仕組み等のおさらい（復習）をしてみましょう。「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を、市町村が賦課徴収するものです。

「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、国から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

その用途は「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

### 森林環境税の仕組み

国民の皆さまから納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度をはじめとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。

(年間約600億円)

### 森林環境税

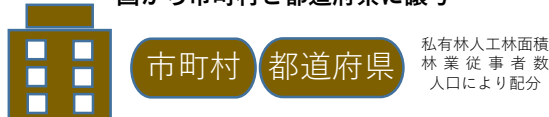
年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴税



国

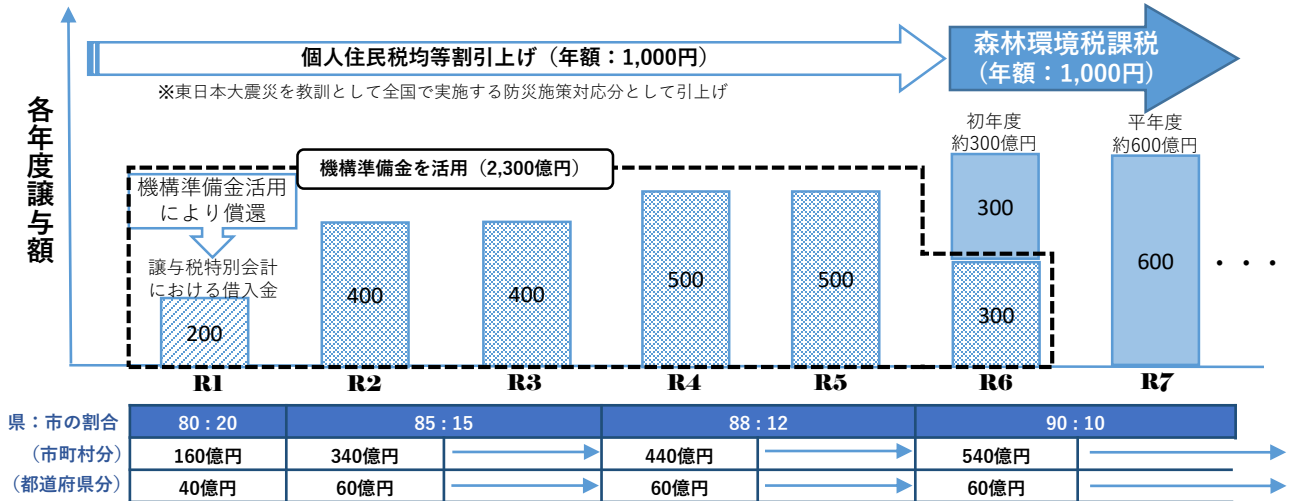
### 森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与



森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用

### 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



#### 【譲与基準】

市町村分	55%	私有林人工林面積	(※私有林人工林面積は以下の通り林野率による補正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>林野率</th> <th>補正の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85%以上の市町村</td> <td>1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満の市町村</td> <td>1.3倍に割増し</td> </tr> </tbody> </table>	林野率	補正の方法	85%以上の市町村	1.5倍に割増し	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	林野率	補正の方法							
	85%以上の市町村	1.5倍に割増し							
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し								
20%	林業就業者数								
25%	人口								
都道府県分	市町村と同じ								

譲与基準について、令和23年12月22日に閣議決定された[令和6年度税制改正大綱](#)に、森林環境譲与税に関する記述があり(p23)、以下のように記述されています。

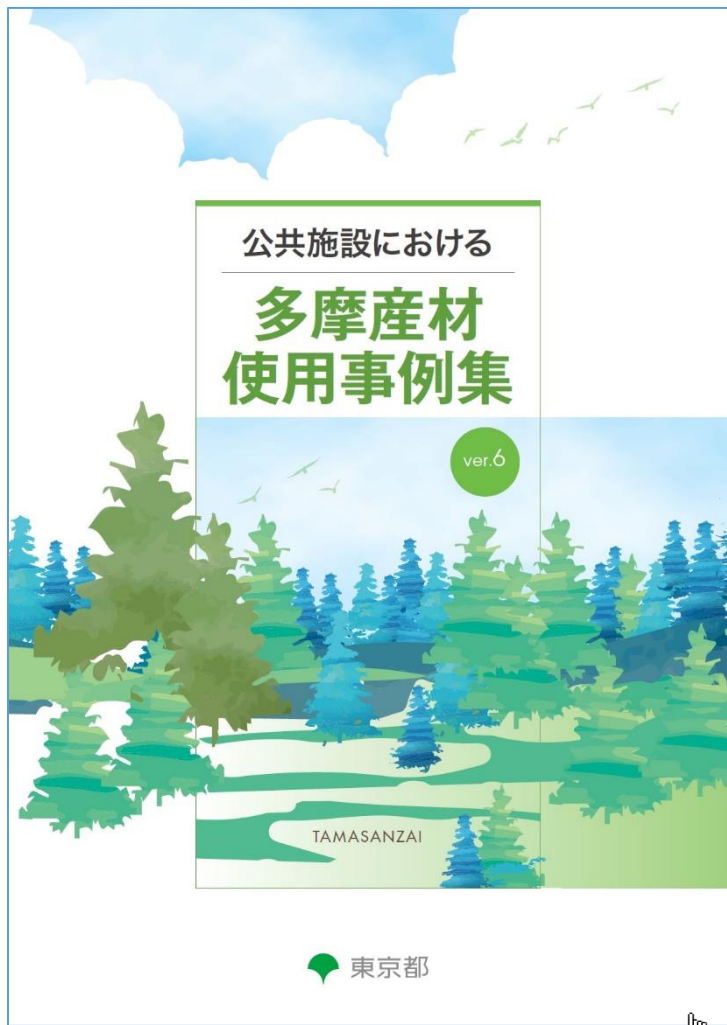
〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。



### (3) 公共施設における多摩産材使用事例集ver.6

毎年ご提供している「公共施設における多摩産材使用事例集」について、今年も作成しました。昨年6月実施させていただきました木材利用実績調査で把握できた事例を中心に、建築用材、家具・什器、外構・土木用材、備品・記念品等をご紹介します。また、令和4年度の「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」を活用された事例も、たくさん掲載しました。お手元に届きましたらぜひご覧ください。また、木材利用をご検討いただく部署の方々にもご覧いただける様お手配お願いします。追加配布をご希望の場合には森づくり推進担当までご連絡ください。



上記の多摩産材使用事例集は、東京都産業労働局のwebサイト「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業」のページ内

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/kiiiku/tama/sanzai/kokyo/>

にPDFデータで掲載しています。必要に応じて、ダウンロードしてください。

「公共施設における多摩産材使用事例集 ver.6」へのリンクURL

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/c96af160b8a604c408793621f98f1cb4.pdf>

\* 多少画質が粗くなりますが軽量化したデータ (8Mb) もあります。ご希望の際にはご連絡ください。

東京都産業労働局 TokyoTokyo

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業

区市町村が整備する施設において、多摩産材等を利用した木造化や内装木質化、木製什器、木製外構施設等の整備を支援することにより、木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材等の利用拡大を図ります。

**概要**

**支援対象者**

都内の区市町村

※「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、当該区市町村の区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針(改正前の「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく建築物における木材利用推進方針を含む)を策定済みの区市町村とします。(木製外構施設の整備につきましては、方針の策定は不要です)

**対象施設**

都内に所在する区市町村立施設  
(小・中学校、児童館、図書館、博物館、公園、陸上競技場、体育館、病院、保健センター等)

**対象事業**

# (4) 森林環境譲与税に関する広報活動の展開について

令和6年度からの森林環境税の課税開始を控え、ニュース報道やSNSなどの書き込みなどが増加し、今後ますます住民の皆様の関心が高まることが想定されます。そのため、森林環境譲与税の趣旨や効果を十分に理解いただくことが重要となっています。

各区市町村におかれましては①使途公表ホームページの工夫、②**広報誌の活用**、③独自の広報資料の作成、④**事業箇所や施設・製品等への表示**、⑤事業のプレスリリースなどにより、積極的な広報活動を展開いただきますようお願いいたします。

## ※ 林野庁作成の森林環境譲与税の広報取組事例集から抜粋

### 広報の取組例 ② 広報誌の活用 (特集記事の掲載) 大分県 日田市

- 大分県日田市は「広報ひた」2022年8月号に特集「森林と生きる私たち」を掲載。
- 森林環境税・森林環境譲与税の仕組みを説明した上で、同市が森林環境譲与税を活用して行っている①森林整備、②人材育成・担い手確保、③木材利用、④普及啓発の取組について紹介。

#### ■ 広報ひた 2022年8月号

**1 | 特集 森林環境税でついでに 森林と生きる私たち**

【日田市HP】<https://www.city.hita.oita.jp/material/files/group/1/20220801002.pdf>

年度	2021年度	2022年度	2023年度
森林整備費	176,360千円	172,000千円	172,000千円
人材育成・担い手確保費	4,524千円	18,000千円	19,200千円
木材利用費	2,212千円	11,000千円	10,000千円
普及啓発費	2,024千円	1,800千円	1,200千円
森林環境譲与税	13,107千円	23,100千円	5,380千円
計	208,227千円	234,100千円	227,780千円

(日田市HP) <https://www.city.hita.oita.jp/material/files/group/1/20220801002.pdf>

### 広報の取組例 ④ 事業箇所や施設・製品等への表示 (木材利用・普及啓発関係)

- 石川県野々市市や熊本県あさぎり町では、譲与税を活用して木製品を配布する際に、森林環境譲与税を活用した取組であることや、譲与税の仕組み等を解説するチラシを添付。

#### 【石川県 野々市市】

やさしい木の香に  
くるまっぺー。

白山麓 積み木セット  
building blocks

#### 【熊本県 あさぎり町】

5作品から  
ご希望の品を  
お選び  
頂けます

1. 積み木  
2. フォトフレーム (リサイクル)  
3. USBメモリ (木製)  
4. 木製SSDケース/周辺機器  
5. 木製・木製/周辺機器

森林環境譲与税とは、市町村が実施する森林整備などに必要な財源を充てるため、令和元年度税制改正において創設されました。令和6年度から国民一人年額1,000円賦課徴収される森林環境税を財源として、市町村に交付されます。その使途は「間伐・林道などの森林整備」「森林整備の人材育成」「木材利用の促進・普及啓発」に限定されています。

製作は森林環境譲与税を活用してあさぎり町在住、あさぎり町出身の木匠に依頼致しました。

**森林環境税・森林環境譲与税とは**  
森林は、地球温暖化防止や国土の保全など、国民に広く恩恵を与えるもので、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がります。一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。「森林環境税」は、上記の課題を解決するため、必要な財源を確保する目的で、令和6(2024)年度から住民税として、1人年額1,000円を市町村に納付します。「森林環境譲与税」は、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で役分して譲与され、上記の課題を解決するための事業を実施しています。

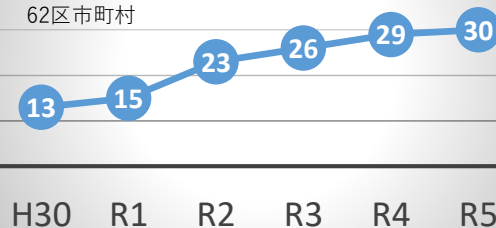


## (5) 木材利用推進方針の策定

都内区市町村の木材利用推進方針策定状況は、森林環境譲与税が開始された年の前年度を起点とすれば、2倍以上の自治体数に増えました。（右記グラフ参照）しかしながら、東京都全体の半分にも達していません。全国では1,741自治体の内1,637自治体と実に94%の自治体が策定済みです。都市部では森林環境譲与税を木材利用に充てる事が多く見込まれます。関心が高まる住民の理解促進に向けた自治体の姿勢の裏付けとして、木材利用推進方針策定に積極的な取組をお願いします。

方針策定累計件数（H30年度～）

\* 東京都自治体数  
62区市町村



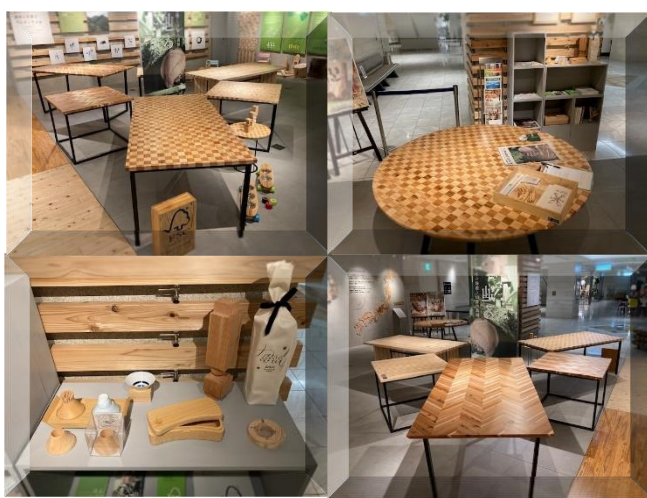
## (6) MOCTION 企画展示

木材の大消費地である東京での更なる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点「MOCTION（モクシオン）」。

2月29日～3月26日山梨県



今回は2部構成。前半は社寺仏閣と和箆笥双方の技術と価値観を合わせ持った創作和家具が中心。ケヤキの銘木を漆で覆ったソファテーブルや玉手箱。これまでの展示とは異質な世界観を醸す。



山梨県後半の展示は、FSC認証材を使用し寄木細工のようにきれいな模様テーブルや、キャンドルスタンド・弁当箱などといった日常小物など。自然が作る木目の魅力、それを活かす匠の技。

3/28～4/9は「ウッドシティTOKYOモデル建築賞」展、4/11～4/23は埼玉県横瀬町の出展となります。皆様のご来場をお待ちしています！

### ちょこっとコラム（ご存知でしたか？こんなこと）

#### 日本の人工林は少子高齢化？

日本の人工林を樹齢50年以下と51年以上に分けると、1985年時点の面積比はおよそ14：1でした。2012年時点の面積比ではおよそ2：1となりました。近年の年間植林面積（2.5万ha前後）がこのまま推移すると、2065年頃にはおよそ1：7と推計されており、高齢の人工林がほとんどになってしまいます。これは、今以上に伐採・再植林することで、人工林の若返りを進めることが重要であることを示しています。木材を使いましょう！森林の循環を促しましょう！

※森林課の電話番号が変わりました。森づくり推進担当にご連絡の際には03(5000)7198におかけください。

「WOOD LETTER Moku推し（ウッドレター モクオシ）令和6年3月vol.48」

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎21階中央  
東京都産業労働局農林水産部森林課 森づくり推進担当  
TEL03(5000)7198(直通) 担当:荒川、徳田、本多、中田

森林環境譲与税はもとより、多摩産材の利用等東京の森林・林業に関することにつきましてもお気軽にお問合せください。